

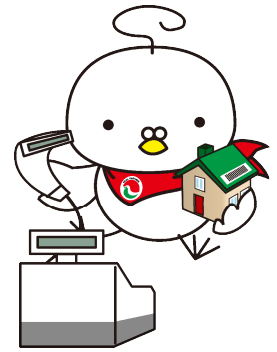
★『宅地建物取引主任者証』から『宅地建物取引士証』への切替交付申請について ★

宅地建物取引業法が改正され、平成27年4月1日から、『宅地建物取引主任者』は『宅地建物取引士』へ名称変更されました。

平成27年4月1日現在で、既に交付されている『宅地建物取引主任者証』は、経過処置によって有効期限終了まで、『宅地建物取引士証』とみなされます。ただし、更新前に『宅地建物取引主任者証』を『宅地建物取引士証』へ変更を希望する場合は、切替交付が可能です。

【注意点】

- ①切替交付は必須ではありません。
現在お持ちの宅地建物取引主任者証の有効期限までは、そのまま使用できます。
切替交付は有料です。(4,500円の手数料が必要です。)
- ②北海道登録の方のみ、切替交付いたします。
他都府県登録の方は、ご登録の都府県庁にお問合せ下さい。
- ③有効期限は延長されません。
現在お持ちの宅地建物取引主任者証の有効期限と同じです。
- ④切替交付申請は、本人が来所にて申請のみ受付致します。
代理人申請、郵送による申請は受け付けておりません。
- ⑤住所、氏名を変更している場合は、先に各登録の振興局に変更届をご提出ください。
当協会では、変更などは受付しておりません。先に登録の各振興局で住所等の変更手続きを行ってください。
- ⑥更新の為の法定講習会受講で『宅地建物取引士証』が交付されます。
平成27年4月1日以降開催の法定講習受講が『宅地建物取引士証』での交付となります。



受付期間及び申請できる方

受付期間	申請できる方	交付日
平成28年1月15日～平成28年2月1日迄	有効期間満了日が 平成28年10月1日以降の 主任者証をお持ちの方	平成28年2月15日
平成28年4月15日～平成28年5月2日迄		平成28年5月16日
平成28年6月16日～平成28年7月1日迄		平成28年7月15日
平成28年8月15日～平成28年9月1日迄		平成28年9月15日
平成29年1月16日～平成29年2月1日迄		平成29年2月15日

受付時に持参する物

カラー写真	1枚 『縦3cm×横2.4cm』無帽・正面・無背景のものに限ります。
宅地建物取引士証再交付申請書	当該申請書のダウンロードは、こちらです。
北海道収入証紙 4,500円分	北洋銀行・振興局等の売店・道内各警察署・運転免許試験場の窓口他で取り扱っています。(宅建協会では取り扱っておりません。予めご用意ください。)
印鑑	認印
現在使用している主任者証	受け取り時又は、申請時に必ず返納して頂きます。
郵送希望の方は392円分の切手	宅建協会に受け取りに来る場合は不要です。

※『宅地建物取引士証』の受け取り時に印鑑と現在使用している『主任者証』をお持ちください。

※『宅地建物取引士証』の受け取りを郵送希望の方は申請時に現在使用している『主任者証』を返納して頂きます。

申請先

◆切替交付の申請は、
(公社)北海道宅地建物取引業協会の本部・支部へ

本 部	TEL(011)611-3761	空知支部	TEL(0126)23-7147
小樽支部	TEL(0134)23-0150	旭川支部	TEL(0166)39-2323
函館支部	TEL(0138)42-4566	帯広支部	TEL(0155)22-7060
室蘭支部	TEL(0143)44-4996	北見支部	TEL(0157)61-1565
苫小牧支部	TEL(0144)33-9383	釧路支部	TEL(0154)25-2222

【本部】公益社団法人北海道宅地建物取引業協会
〒060-0001 札幌市中央区北1条西17丁目 北海道不動産会館2階
電話 011-611-3761